

農業 農業振興センターからのお知らせ

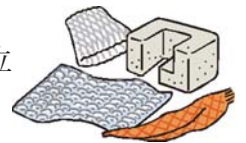
問 農業振興センター 農林振興課 営農推進係 ☎476-1111(167)

◆農業用廃プラスチック類の適正処理について (H27)

1. 適正処理について

ハウスや田畑等で使用したフィルムなどの農業用廃プラスチック類は産業廃棄物であり、『廃棄物の処理及び清掃に関する法律』(以下『廃掃法』)により排出事業者(農家)の自らの責任において処理することが義務づけられています。

また、ダイオキシン対策の強化などから自家焼却(野焼き)や自家所有地への埋立処分は『廃掃法』により禁止されています。



2. 処理方法

資源として有効利用される再生工場での再生処理を基本とします。なお、廃缶についても再生処理を基本とします。

3. 産業廃棄物を運搬する車両の表示及び書面の備え付け(携帯)について

産業廃棄物を排出事業者(農家)が車両で運搬する場合、車両への表示及び書面などの備え付けが必要です。

4. 再生処理のための回収日程(平成27年度)

回収日	回収品目	回収場所	回収時間
6月16日(火)	廃プラスチック類	農協野菜選果場	午前9時～ 午後3時まで
8月18日(火)	廃プラスチック類 廃缶		
12月1日(火)	廃プラスチック類		
3月1日(火)	廃プラスチック類 廃缶		

★日程は予定であり、天候などで変更になる場合があります。

★処理料金については、5月15日(金)の総会で決定します。

5. 産業廃棄物を自ら埋立処分場で処理する場合

※基本的に再生利用を促進するため産業廃棄物管理票(マニフェスト)の交付は行いません。
(各自の責任で準備願います。)

企画 企画調整課からのお知らせ

問 企画調整課 企画広報係 ☎476-1111(222)

◆掲載内容の訂正について【お詫び】

広報おおさき4月号(No.699)に掲載した『平成26年度提案公募型事業承認実績について』の野方公民分館の補助金承認額に誤りがありました。事業に取り組まれた野方公民分館の関係者の皆様、町民の皆様にご迷惑をおかけしました。ここに訂正し深くお詫び申し上げます。

(誤) 300千円 ⇒ (正) **200千円**